

品川区乳児等通園支援事業認可等事務取扱要綱

制定 令和8年1月8日 区長決定 要綱第246号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年品川区条例第50号。以下「条例」という。）および品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例施行規則（令和7年品川区規則第49号。以下「規則」という。）その他法令（国通知を含む。）の定めるもののほか、品川区における乳児等通園支援事業の認可および認可の変更等にあたって必要な手続き等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(認可事業者の要件)

第3条 認可を受けることができる事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が相当と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 法第34条の15第3項各号（当該事業者が社会福祉法人または学校法人である場合は、第4号に限る。）に規定する事項
- (2) 乳児等通園支援事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 乳児等通園支援事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 原則として良好な保育実績を有すること。

第4条 法第34条の15第3項第1号に規定する「経済的基礎があること」とは、アおよびイに掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- ア 1年間の賃借料（別園を設置する場合は、それぞれの賃借料を合算したもの）に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により保有しており、かつ、乳児等通園支援事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- イ 直近3年間の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年間連続して損失を計上していないこと。

第5条 法第34条の15第3項第3号に規定する「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次のアおよびイのいずれにも該当するか、またはウに該当すること。

- ア 実務を担当する幹部職員が、保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設または事業（以下「保育所等」という。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）および実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該乳児等通園支援事業の設置者の相談に応じ、または意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。）および実務を担当する幹部職員を含むこと。

（建物、設備等）

第6条 乳児等通園支援事業者は、建物の構造および設備について、条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令の定めるところに従うもののほか、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危険防止に十分な注意を払うものとする。なお、建物の設計にあたっては、保健所、建築検査確認機関、消防署等関係機関等の指導を受けること。

2 建物の構造については、次に掲げる事項の基準を満たすものとする。

(1) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物または建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては I_s 値が0.7以上かつ q 値が1.0以上、木造の建築物にあっては I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(2) 100平方メートルを超える乳児等通園支援事業を開設する場合には、建築基準法に基づき建物を乳児等通園支援事業所の用途とすること。ただし、100平方メートル以下の乳児等通園支援事業を開設する場合には、一級建築士による建築基準法上等の乳児等通園支援事業の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

3 条例で定めるもののうち、別表第1の各号に定める事業に応じ、当該各号に定める表の左欄に掲げる設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる要件または基準を満たすものとする。

（職員）

第7条 乳児等通園支援事業従事者は、条例および規則に基づき、別表第2の各号に定める事業に応じ配置するものとする。

2 障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

3 医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師、または助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為業務従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、一般型乳児等通園支援事業において、当該子どもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者または看護師等、当該子どもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者もしくは看護師等であるなど、当該子どもの医療的ケアを実施す

る場合、1名のみの配置でも可能とする。

(利用定員)

第8条 乳児等通園支援事業の定員は、0歳6か月以上満3歳未満の児童を対象とし、年齢（4月1日時点の年齢をいう。以下同じ。）ごとに定めることとし、条例に定める基準を満たす範囲で、区と協議のうえ設置者が設定できるものとする。

(賠償保険)

第9条 不慮の事故等に備え、賠償額が1回の事故につき1億円以上、1名の事故につき3千万円以上の賠償責任保険に加入すること。

(事業所に備える書類)

第10条 乳児等通園支援事業者は、別に定める書類を整備し、備え付けるものとする。

(認可申請の手続)

第11条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、区と事前に十分に協議した上で、区長が指定する期日までに、品川区乳児等通園支援事業認可申請書（第1号様式）および誓約書（兼役員等名簿）（第2号様式。以下「申請書等」という。）および別に定める書類を添付し区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書等を受領したときは、関係書類を審査の上、法第34条の15第2項の認可を行う。

(内容変更の手続)

第12条 前条第2項の規定により認可された乳児等通園支援事業の内容を変更しようとする者は、区と事前に十分に協議した上で、原則として変更しようとする日の30日前までに別に定める内容変更届を区長に提出するものとする。

(廃止または休止の手続)

第13条 第11条第2項の規定により認可された乳児等通園支援事業を廃止し、または休止しようとする者は、廃止または休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と事前に十分に協議した上で、原則として廃止または休止しようとする日の3ヵ月前までに品川区乳児等通園支援事業廃止（休止）届（第3号様式）を区長へ提出するものとする。なお、休止とは原則として1年を超えない期間停止することをいう。

(認可証の交付)

第14条 区長は、第11条第2項の規定により認可した場合は、品川区乳児等通園支援事業認可証（第4号様式。以下「認可証」という。）を交付する。この場合において、乳児等通園支援事業者は、交付された認可証を見やすい場所に掲示するものとする。

(認可の取消)

第15条 区長は、第11条第2項の規定により認可された者であつて、かつ、乳児等通園支援事業を運営するもの（以下「乳児等通園支援事業運営者」という。）について、乳児等通園支援事業の運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該乳児等通園支援事業運営者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 区長は、乳児等通園支援事業運営者が、正当な理由なく前項の規定による命令に従わないときは、期限を定めて事業の停止を命ずることができる。

3 区長は、第1項の規定による命令に従わないときまたは他の方法により運営の適正を期

しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

(報告等)

第16条 乳児等通園支援事業運営者は、条例の基準を維持するために区が必要な報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

- 2 乳児等通園支援事業運営者は、収支計算書または損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けるものとする。
- 3 乳児等通園支援事業運営者であって、かつ、企業会計の基準による会計処理を行っているものは、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表、借入金明細書（第5号様式）および基本財産およびその他の固定資産の明細書（第6号様式）を作成するものとする。
- 4 乳児等通園支援事業運営者は、毎会計年度終了後に3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、区長に提出するものとする。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書または損益計算書
 - (3) その他会計に関し区長が必要と認める書類
- 5 乳児等通園支援事業運営者であって、かつ、企業会計の基準による会計処理を行っているものは、前項の書類に加え、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。
 - (1) 乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表
 - (2) 借入金明細書
 - (3) 基本財産およびその他の固定資産明細書

(委任)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年1月8日から適用する。

別表第1（第6条関係）

(1) 一般型乳児等通園支援事業

| 設備 | 要件 |
|------------|--|
| 乳児室またはほふく室 | 条例第22条第2号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。また、乳児等通園支援事業の提供に必要な用具を備えること。 |
| 保育室または遊戯室 | 条例第22条第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。また、乳児等通園支援事業の提供に必要な用具を備えること。 |
| 調理設備 | 乳幼児が簡単に立ち入ることがないよう、保育室等と区画し、定員に見合う設備を有すること。 |
| 便所 | 利用乳幼児に見合う設備を有すること。 |
| その他の設備 | 出入口のほかに非常口を設置し、非常口は、火災等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。 |

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

| 区分 | 基準 |
|----------------------|--|
| 保育所 | 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第32号）（保育所に係るものに限る。） |
| 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 | 品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年品川区条例第35号） |
| 幼保連携型認定こども園 | 品川区幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営の基準に関する条例（令和6年品川区条例第34号） |
| 家庭的保育事業等を行う事業所 | 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。） |

別表第2（第7条関係）

職員配置基準

| | |
|----------------|---|
| 1 一般型乳児等通園支援事業 | <p>(1) 開所時間中は、乳幼児の人数に応じて、規定する配置基準により算定した以上の人数を配置すること。そのうち、3分の2以上は保育士とする。ただし、算定した必要配置乳児等通園支援従事者数が1名であった場合についても、2名以上の配置とすること。</p> <p>＜計算方法＞</p> <p>年齢別に、利用乳幼児を配置基準で除して小数点以下第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入した数。</p> <p>{乳児数×1/3（小数点第2位以下切捨て）}+{1、2歳児数×1/6（小数点第1位まで計算（〃））}=必要乳児等通園支援従事者数（小</p> |
|----------------|---|

| | |
|------------------|--|
| | <p>数点第1位を四捨五入)</p> <p>(2) 一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援事業従事者を1人とする場合は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>① 一般型乳児等通園支援事業所と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うにあたって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>② 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うにあたって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p> <p>(3) 乳児等通園支援従事者のうち保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。</p> <p>① 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付こども家庭庁成育局長・支援局長通知)別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修および5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修</p> <p>② 「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修</p> |
| 2 余裕活用型乳児等通園支援事業 | <p>余裕活用型乳児等通園支援事業所の職員の基準は、次に掲げる施設または事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育所 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(保育所に係るものに限る。)</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 品川区幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備および運営の基準に関する条例</p> <p>(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</p> |

第1号様式(第11条関係)

年　月　日

品川区長 あて

事業者
事業者所在地
代表者氏名

品川区乳児等通園支援事業認可申請書

品川区乳児等通園支援事業認可等事務取扱要綱に基づき、品川区乳児等通園支援事業認可申請書に必要書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所名称
- 3 事業所の位置
- 4 利用定員 人 (0歳 人、 1歳 人、 2歳 人)
(余裕活用型乳児等通園支援事業の場合は記載不要)
- 5 保育年齢
- 6 開所時間
- 7 休園日
- 8 開設予定年月日 年 月 日

第2号様式（第11条関係）

誓約書（兼役員等名簿）

年　月　日

品川区長

所在地_____

届出者　氏名（または名称）_____

代表者氏名_____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（児童福祉法第34条の15第4項各号）

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの处分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。）が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの处分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。）

ヘ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙)

役員等名簿

第3号様式（第13条関係）

年　月　日

品川区乳児等通園支援事業廃止（休止）届

品川区長　　あて

事業所名称
事業所所在地
事業者
事業者所在地
代表者氏名

年　月　日付　　第　　号にて決定された品川区乳児等通園支援事業認可に係る事業を廃止・休止したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 廃止日または休止期間
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 廃止（休止）後の児童への措置

第4号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日
様

品川区長 (印)

品川区乳児等通園支援事業認可証

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の認可について、下記のとおり事業者として認可する。

記

1 事業の種類

2 事業所名称

3 事業所所在地

4 事業者

5 事業者所在地

6 利用定員 人 (0歳 人、 1歳 人、 2歳 人)

7 開設年月日 年 月 日

第5号様式（第16条関係）

品川区長あて

事業者名

事業者所在地

代表者氏名

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日 至 年 月 日

(単位：円)

第6号様式（第16条関係）

品川区長あて

事業者名

事業者所在地

代表者氏名

基本財産およびその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日 至 年 月 日

区分